

## 介護職員に対するハラスメントについて

厚生労働省の通知により、今年度からハラスメント対策が義務付けられました

介護職員に対するさまざまなハラスメントが、近年、全国のニュースでも報じられ、大きな問題になっています。介護事業所での対策を強化するよう国からも求められており、当事業所でもハラスメントの防止・対策を強化しています。ご利用者・ご家族の皆様にもご理解・ご協力ををお願い申し上げます。

### ■介護職員に対するハラスメントの分類と具体例

次のような行為は、ハラスメントと捉えられることがあります。

ハラスメントの分類	ハラスメントの具体例・事例
<b>身体的暴力</b> 身体的な力を使って 危害を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・たたく</li><li>・服を強く引っ張る</li><li>・手を払いのける</li><li>・突き飛ばす</li><li>・蹴る</li><li>・物を投げつける</li><li>・手をひっかく、ねねる</li><li>・唾を吐く</li></ul>
<b>精神的暴力</b> 個人の尊厳や人格を 言葉や態度によって 傷つけたり、おとしめたりす る行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・大声を発する</li><li>・怒鳴る</li><li>・職員にいやがらせをする</li><li>・威圧的な態度で文句を言い続ける</li><li>・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする</li><li>・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する</li><li>・介助の一挙一動にダメ出しをする</li><li>・「たくさんのお金を支払っている」と過剰なサービスを 要求し、断ると文句を言う</li><li>・滞納した利用料金について、「請求しなかった事業所にも 責任がある」として支払いを拒否する</li></ul>
<b>セクシャル ハラスメント</b> 意に沿わない性的誘いか け、好意的態度の要求な ど、性的な嫌がらせ行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・「今日はデート?」などプライベートについて聞く</li><li>・「きみ可愛いね」などと言う</li><li>・個人の体つきを話題にする</li><li>・卑猥な言動を繰り返す</li><li>・隠し撮りをする</li><li>・必要もなく手や腕を触る</li><li>・尻や脚、胸を触る</li><li>・「女(男)」は〇〇すべきなど性別による決めつけを言う</li></ul>

### ■ハラスメントを防ぐための当事業所の対応について

職員による虐待も、職員に対するハラスメントもあってはならないものです。ご利用者・ご家族の皆様が当事業所を気持ちよく利用できる環境、また職員が気持ちよく働ける環境となるよう、ご協力ををお願い申し上げます。

